

とんだばやし

かかし



9月号(No. 141)

発行

富田林市農業委員会

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000(代表)

[季刊1. 5. 9月]



令和元年7月26日(金)に実施した農地パトロールにて農地の利用状況を確認する 中谷 清 農業委員会会長と吉村 善美 富田林市長

もくじ

- ▶ 特定生産緑地制度について……………2
- ▶ 生産緑地を所有する方へ……………3
- ▶ 特定生産緑地の
 メリット等について……………3
- ▶ 特定生産緑地の受付について……………3
- ▶ 農地パトロールについて……………4
- ▶ 全国農業委員会会長大会を開催 ……4
- ▶ 農業者年金で生活の安定を
 考えてみませんか ……4

特定生産緑地制度

について

都市農業基本法に基づき、都市農業振興基本計画（平成28年閣議決定）において、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと転換されました。

平成29年には生産緑地法の一部が改正され、都市農地の保全を推進していくため、「特定生産緑地制度」が創設されました。

生産緑地とは

「生産緑地」とは、市街化区域内において農地等を計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度です。

制度の概要としては、指定より30年間は農地等として管理することが義務付けられ、公共施設等を設置する場合や買取り申出により行為制限が解除された場合

などを除き、農地等以外の土地利用に制限がかかります。
一方で、税制面の優遇措置として、固定資産税及び都市計画税が宅地並み課税から農地課税に変わるほか、相続税等の納税猶予を受けることができます。

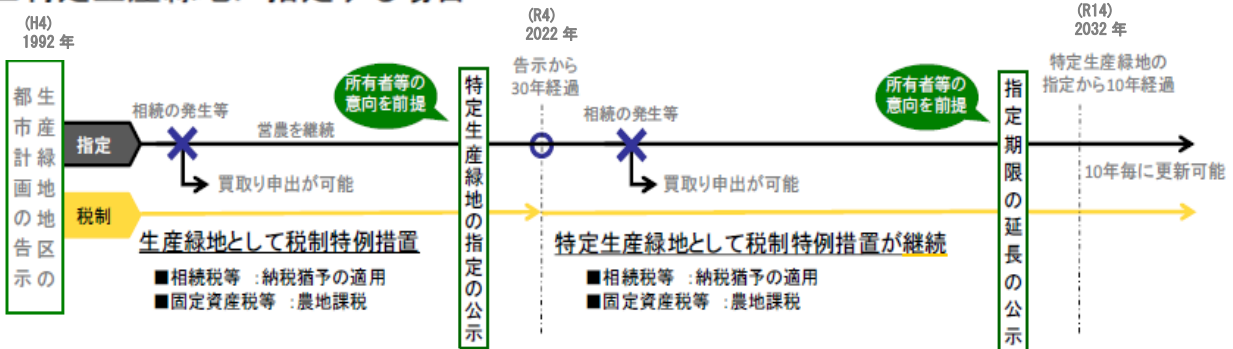
特定生産緑地とは

「特定生産緑地」とは、指定後30年が経過する生産緑地を対象に、所有者等の意向を基に買取り申出ができる期間を10年延長する制度です。

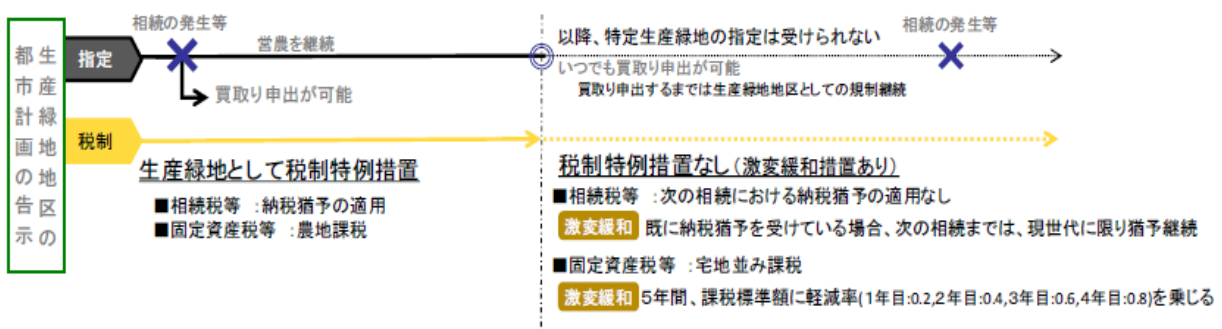
その間農地等として管理することが義務付けられますが、税制面の優遇措置を引き続き受けることができます。

また10年ごとに所有者等の意向を基に更新することができま

■特定生産緑地に指定する場合



■特定生産緑地に指定しない場合



国土交通省資料 抜粋

生産緑地を 所有者する方へ

生産緑地は、指定された日から30年が経過した日以後、所有者が市町村長に対して、いつでも買取り申出ができるようになることから、現在適用されている税の優遇は受けられなくなります。

これを受けて、平成29年に生産緑地法が改正され、指定後30年が経過する生産緑地について、引き続き都市農地の保全を図るため、所有者等の意向を基に買取り申出ができる期間を10年延長する特定生産緑地制度が創設されました。

本制度は今後の営農や税優遇措置に関係する制度ですので、次の点に注意し、指定を検討ください。

- 指定には、所有者からの指定申請の手続きが必要です。
- 特定生産緑地の申請は、受付期間内に行う必要があります。

特定生産緑地の メリット等について

☆特定生産緑地に指定する場合

- ・ 買取り申出ができる期間を10年延長することができます。
- ・ (10年の間に相続等が生じた場合は、買取り申出が可能)
- ・ 固定資産税等は、引き続き優遇措置が受けられます。
- ・ 次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農するか、買取り申出をするかを選択できます。

☆特定生産緑地にしなかった場合

- ・ 買取り申出はいつでも出来ません。ただし、買取り申出がない場合、営農義務や建築制限は継続されます。
- ・ 固定資産税等が、段階的に引き上げられ5年後には、ほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します。
- ・ 既に相続税の納税猶予を受けている場合、現世代に限り納税猶予は継続されますが、新たな相続では相続税の納税猶予を受けることが出来ません。

特定生産緑地の 受付について

富田林市では、特定生産緑地制度の施行により、生産緑地の指定を受けられた農地等の所有者を対象に、特定生産緑地の指定申請の受付を開始します。

● 対象者

平成4年度から平成6年度の間、富田林市より生産緑地の指定を受けられた農地等の所有者

● 受付開始日

令和元年10月1日(火)

● 受付時間

午前9時から午後5時30分
(土・日・祝は除く)

● 受付期間

- ① 平成4年度指定分は、令和4年3月31日まで
- ② 平成5年度指定分は、令和5年3月31日まで
- ③ 平成6年度指定分は、令和6年3月31日まで

● 受付場所

まちづくり推進課(市役所4階)

● 提出書類

- ・ 特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意書(9月中に市から所有者に送付予定)
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 土地登記簿謄本
- ・ 耕作状況が分かる現場写真(印刷したもの)

※指定した農地等にかかる権利関係等により提出書類が追加で必要になる場合があります。

● 注意事項

- ・ 指定を希望しない場合についても手続きが必要となります。
- ・ 農地等として適正管理できていない生産緑地は、特定生産緑地に指定できません。
- ・ 受付期間を過ぎてしまうと、今後、特定生産緑地に指定できません。
- ・ 平成7年度以降に指定を受けた生産緑地の受付は、指定後30年の時期が近づきましたら、改めて連絡する予定です。

● 問い合わせ先

まちづくり推進課 政策係
(市役所 内線451・453)

農地パトロール について

農業委員会では、農地法第30条の規定により、5月から8月にかけて、農地利用の状況確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消や違反転用発生防止・早期発見を重点的に取り組むことを目的として、農地パトロールによる農地利用状況調査を行いました。

7月26日(金)に実施した彼方地区の農地パトロールには、吉村富田林市長も参加されました。

近年、富田林市でも増加傾向にある遊休農地については、放置し、適正な管理を怠ると、雑草が繁茂し害獣・害虫の温床になるだけでなく、ゴミの不法投棄による悪臭や汚水の発生源となるため、周辺農地や住民に多大な迷惑となる危険性があるため、調査を行い実態の把握に努めています。

近隣の迷惑にならないよう、農地の適正な管理をお願いいたします。



全国農業委員会 会長大会を開催

5月27日に東京都文京区シビックホールで全国農業委員会会長大会が開かれました。大阪から農業会議役員、各市町村農業委員会会長など87人が参加しました。

大会では、今般の農地中間管理事業の5年後見直しで、農業委員会組織は農地所有者の意向把握と地域の話し合い活動に積極的に取り組むことが明確化・重点化され、農地利用の最適化の取り組みを強化するため

①人と農地対策を通じた地域の再生を目指して食料・農業・農村対策の強化に向けた政策提案

②「地域の農業を活かし、担い手を応援する全国運動」を推進するための申し合わせ決議

③「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議等が決議されました。

各農業委員会会長らは、大会で政策提言が採択されたのを受けて大阪府選出国会議員に対して要請活動を行いました。

今回の提言において、「農地中間管理事業の5年後見直しの着実な推進」では、人・農地プランの実質化に当たって、市町村に農業委員会等関係機関、団体による推進チームを設置する等体制づくり等と呼び掛けた。

「都市農業の振興」では、都市農業が継続的に発展できるように、都市農業の振興施策を拡充・整備し、地方自治体における「都市農業の振興に関する計画」が速やかに策定されるよう働きかけの強化や都市農業の振興や都市農地保全に必要な不可欠な担い手の確保・育成等の取組に対して、都市地域における各種支援事業の拡充等を要請した。



農業者年金で 生活の安定を 考えてみませんか？

農業者年金は、年間60日以上農業に従事する年齢20歳以上60歳未満の方で、国民年金第一号被保険者(国民年金の保険料納付免除者を除く)であれば加入できます。

毎月の保険料は、2万円から6万円までの間で、千円単位で自由に決められます。納付保険料は、全額社会保険料控除の対象で、支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。

詳しい内容、お申込は、最寄の農協または農業委員会事務局にお問い合わせください。

全国農業新聞

農業に役立つ情報が満載です。

ぜひ購読しましょう。

☆発行日 毎週金曜日

☆購読料 月700円

☆申込先 農業委員会事務局
まで